

よくある質問①⑥

問16-1 失業保険は**最大何日分**もらえるのでしょうか。

(答16-1)

基本手当の所定給付日数(受給期間内に最大もらえる日数)は、**雇用保険の被保険者であった期間、年齢、離職理由**によって決定します。

① 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職した方(②および③以外の全ての離職者)

被保険者であった期間 離職時の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全 年 齢	90日	120日	150日

② 倒産、解雇、一定の要件を満たす雇止めで離職された方(③を除く)

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30 歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30 歳以上35 歳未満		120日	180日	210日	240日
35 歳以上45 歳未満		150日		240日	270日
45 歳以上60 歳未満		180日	240日	270日	330日
60 歳以上65 歳未満		150日	180日	210日	240日

※ 一定の要件を満たす雇止めにより離職された方に②の表が適用されるのは暫定措置です(令和9年3月31日までの間に離職された方が対象)。

③ 障害者等の就職が困難な方(ご本人からの申し出が必要となります)

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満※	1年以上
45 歳未満	150日	300日
45 歳以上65 歳未満		360日

※「1年未満」欄は、②に該当する理由またはその他やむを得ない理由により離職された方にのみ適用されます。

65歳以上で離職された方(高年齢求職者給付)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

例えば

(ケース1)

雇用保険の被保険者であった期間:8年間
離職理由:自己都合で退職



所定給付日数は「**90日**」となります。

(ケース2)

雇用保険の被保険者であった期間:4年間
離職理由:会社都合(解雇)で退職
離職日時点の満年齢:35歳



所定給付日数は「**150日**」となります。

(ケース3)

雇用保険の被保険者であった期間:25年間
離職理由:自己都合で退職
離職日時点の満年齢:70歳



所定給付日数は「**50日**」となります。

このように、**所定給付日数**(支給期間内に最大もらえる日数)は、失業保険の手続き後、**提出された離職票や雇用保険の加入履歴等を審査のうえで判定**いたします。

そのため、電話では所定給付日数が何日になるかについてお答えできません。あらかじめご了承ください。

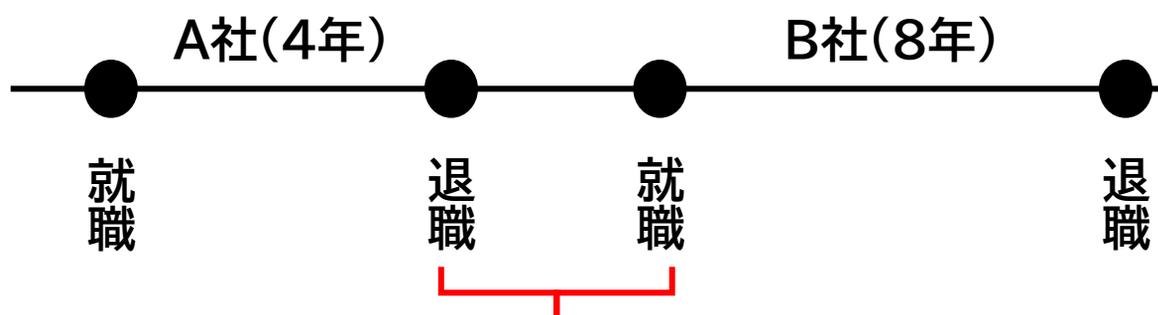
問16-2 4年間正社員で勤めたA会社を退職後、失業保険の手続きをせず、退職から1か月後にすぐB社に転職しました。

B社には8年在籍しています。B社を退職して失業保険の手続きをした場合の「被保険者であった期間」は何年になりますか。

(答16-2)

この例の場合、被保険者であった期間は通算して「12年」となります。

※4年勤めたA社を退職後、失業保険の手続きをしないまま、B社へ転職していること、また、A社を退職してからB社への転職までの期間が1年以内になるため、被保険者であった期間は「4年+8年=12年」となります。



失業保険の手続きをせず、
1年以内に再就職

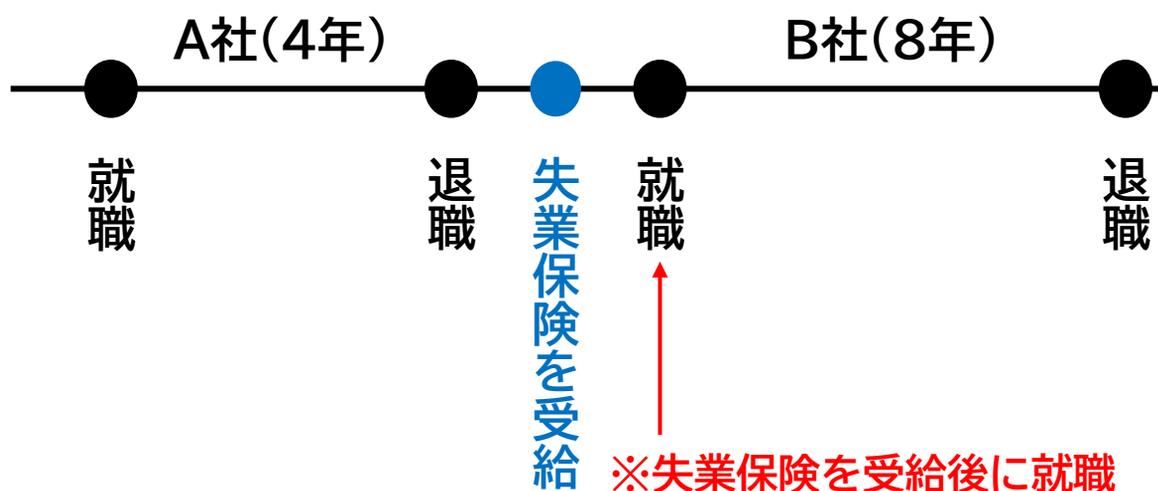
問16-3 4年間正社員で勤めたA会社を退職後、失業保険の手続きをして失業保険を受給していました。そして、失業保険を受給後、B社に転職しました。

B社には8年在籍しています。B社を退職して失業保険の手続きをした場合の「被保険者であった期間」は何年になりますか。

(答16-3)

この例の場合、被保険者であった期間は通算して「8年」となります。

※4年勤めたA社を退職後、失業保険を受給した後に、B社へ転職しているため、A社の4年間は通算されません。そのため、被保険者であった期間はB社のみの「8年」となります。



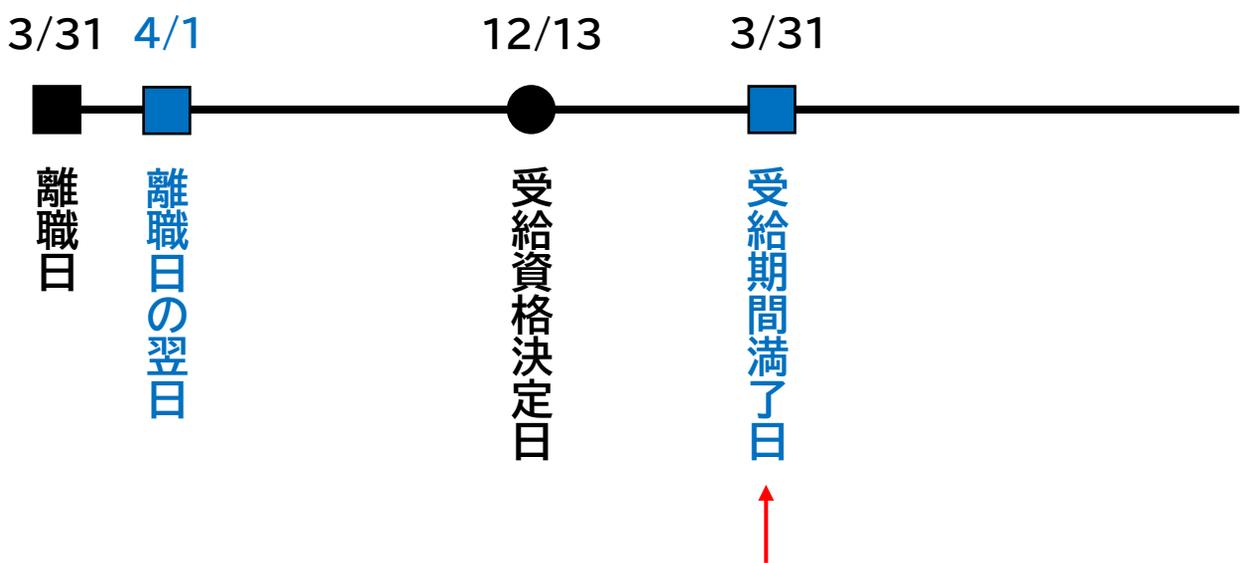
問16-4 受給期間と所定給付日数との関係について教えてください。

(答16-4)

失業保険(基本手当)を受給できる権利の有効期間、いわゆる**受給期間**は、**原則として離職日の翌日から1年間**(短期雇用特例被保険者は、離職日の翌日から6か月間)となります。

この受給期間内の失業の状態にある日(受給手続き後の日に限ります)について、所定給付日数を限度として支給を受けることができます。

このため、この**受給期間を過ぎると**、所定給付日数分を受給し終わっていなくても、**その日以後、支給を受けることはできません**ので、お早めに手続きをしてください。



※12/13に手続き後、所定給付日数がまだ残っていても、この受給期間満了日以降の支給を受けることはできません。